

外国送金をご利用のお客さまへ

平素より、宮崎銀行をご利用いただきありがとうございます。

当行は、本邦外為法や米国 OFAC 規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づき、経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策を実施しております。

つきましては、外国送金等のお申し込み時には当該外国送金等が北朝鮮およびイランに関連する取引ではなく、米国 OFAC 規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置に該当しない旨の申告をいただいた上で、お取引内容のご説明や資料のご提出などをお願いし、詳細な内容を聴取させていただく場合があります。

また、お取引内容によっては、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、当行の判断により、お取引をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 北朝鮮・イラン関連のお取り扱い

現在、我が国は国連安保理決議等を受けて、外国為替および外国貿易法に基づきさまざまな経済制裁措置を講じています。

これに関し、当行では、**全てのお客さまの外国為替取引において、北朝鮮およびイランとの直接・間接のお取引はお受け付けいたしません。また、お取引の最終的な受取人および受取人の実質的支配者が制裁対象者・北朝鮮居住者である場合もお受け付けいたしません。**

さらに、下記「①・②」に該当する場合には**インボイスや原産地証明書、輸入・輸出許可書などの資料のご提出をお願いしております。**

なお、上記以外の送金であっても、送金目的や商品の原産地・船積地域等の記載、または下記規制に該当しない旨の申告等をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力をお願いします。

①受取人住所・受取銀行所在地・原産地・船積地・仕向地（仲介貿易の場合）が下記の省、都市に該当する場合	
「省」	遼寧省(LIAONING)、吉林省(JILIN)、黒竜江省(HEILONGJIANG)
「都市」	丹東(DANDONG)、延吉(YANJI)、琿春(HUNCHUN)、長白(CHANGBAI)、牡丹江(MUDANJIANG)、安図(ANTU)、図們(TUMEN)、龍井(LONGJING)、通化(TONGHUA)、鞍山(ANSHAN)、本溪(BENXI)、和龍(HELONG)、敦化(DUNHUA)、汪清(WANGQING)
②お取引の目的が貿易・仲介貿易の場合で、商品の品目が以下 20 品目に該当する場合	
あさり、ウニ、さるとりいばらの葉、まつたけ、毛ガニ、ズワイガニ、しじみ、赤貝、えび、なまこの調整品、ウニの調整品、ひらめ、あわび、タコ、はまぐり、カレイ、絨毯、ナッツ、ドライフルーツ	

2. 米国 OFAC 規制に関する留意点

米国の財務省外国資産管理室 (OFAC) は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人

に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。

本邦でお受け付けする外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引などは規制対象となり、お客さまのお取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性がございます。

つきましては、下記のようなお取引は当行ではお受け付けできませんので、これらに該当しないことに十分なお留意とご確認をお願い申し上げます。

《O F A C規制上の理由により当行でお取り扱いができないお取引》	
米ドル建	① お取引の関係当事者等の所在地、関係地などに北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ベネズエラ、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれているお取引 ② 米国政府が特定しているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などに関与するお取引
米ドル建以外	上記①②のいずれかに該当し、米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引

※お取引関係当事者等とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営会社（運営者）などを指します。

また、関係地とは原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍などを指します。

○上記は例示であり、O F A C規制の詳細についてはO F A Cのホームページにてご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

3. 提出をお願いする資料

当行では、外国送金をお取り扱いさせていただく際、外為関連法令等の規制に該当しないことを確認するために送金目的、原資等について確認できる資料のご提出をお願いしております。

ご提出をお願いする資料は送金目的、原資により異なりますので、以下の一例をご覧ください。

また、お取引内容によっては、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、当行の判断によりお取引をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

【外国送金の目的に関する資料の一例】

送金目的	ご提出をお願いする資料の一例
貿易取引全般	輸入・輸出許可書、INVOICE（商業送り状）、BILL OF LADING（船荷証券）、CERTIFICATE OF ORIGIN（原産地証明書）など ※貿易取引の場合、商品名、原産地、船積地（地名）、仕向地（地名）等をご申告ください。
生活費・仕送り	お取引先との関係が確認できる資料（戸籍謄本、婚姻証明書、出生届など）、収入の状況を確認できる資料（給与明細）など
学費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料など
医療費	医療費の請求書や入院・通院の状況を確認できる資料など

宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行の行程を確認できる資料など
投資	投資を行うにあたっての契約書など
不動産購入	売買契約書など
ローン・借入金返済	債権（債務）者、貸出（借入）金額等が確認できる契約書など
ご自身の銀行口座間のお振り込み	振込先の通帳や口座の内容が確認できる資料など

【外国送金の原資に関する資料（当行預金口座の取引履歴で確認できない場合）】

送金原資	ご提出をお願いする資料の一例
給与	給与明細、源泉徴収票、所得証明書、雇用契約書など
売上金	契約書、請求書など売上が確認できる資料など
他行通帳	他行通帳など

※内容により追加資料のご提出をお願いする場合がございます。

※お伺いした内容やご提出いただいた書類については原則、記録もしくは写しをいただきます。

4. その他ご確認させていただく事項

法人のお客さまの場合、実質的支配者が邦人か外国人かのご確認をさせていただいております。実質的支配者が外国人である場合には、英語氏名の申告をお願いしておりますので、ご協力とご理解をお願いします。

※実質的支配者については「法人の実質支配者等に関する説明書」をご参照ください。

5. 外国人のお客さまへのお願い

外国人のお客さまの場合、仕向外国送金をお取引いただく際には「在留カード」または「特別永住者証明書」のご提出をお願いしておりますので、ご協力とご理解をお願いいたします。

6. 北朝鮮およびイランからの送金のお取り扱い

当行がお客さまの口座への北朝鮮およびイランからの送金を受けた場合は、送金元に資金返却をさせていただきます。さらに、当該国からの送金が第三国を経由して行われている可能性がある場合等についても、当行は同趣旨に則り、お客さまからの申告を要請し、詳細な確認等をさせていただくこととなりますので、その際の対応につきましてもご協力とご理解をお願いします。

※内容により資料のご提出をお願いする場合がございます。

※お伺いした内容やご提出いただいた書類については原則、記録もしくは写しをいただきます。

7. 仕向外国送金の送金原資について

現金を送金原資とする外国送金につきましては、お取り扱いできませんのでご協力とご理解をお願いいたします。

以上

お問い合わせ・ご照会はお近くの宮崎銀行の窓口へお気軽にどうぞ